

農産資源認証協議会 規格改訂案

2024年

一般社団法人農産資源認証協議会

1 一般社団法人農産資源認証協議会の規格基準につきましては、昨年10月独立行政法人製品評価技術基盤機構(NITE)において「認定スキーム」の整備がなされました。これにより、「認定機関がISO17011に適合しており、認定機関においてISO17011に適合した認証機関の認定スキームが整備されていること」という項目満たし、昨年11月の第26回バイオマス持続可能性ワーキンググループにおいて、PKSの持続可能性を確認できる第三者認証としてご承認いただきました。

2 今回の規格改訂では、本規格策定後の持続可能性WGでのライフサイクルGHG関連の議論、認定機関の認定スキーム構築時に判明した問題を解決するため議論を踏まえた、規格改訂となっております。
主な論点としては以下の通りとなります。

- ・GHG算定方式の追加 (ST01&ST03)
- ・審査種別ごとのサンプリング数の定義 (ST03)
- ・現地審査範囲の追加 (ST03)

-
- 3 ライフサイクルGHG確認手法については、現在の規格上、個別計算値による方式のみを採用しておりましたが、既定値による確認方式を追加し(ST01)、また、個別計算値方式による確認を行う場合は認証機関にISO14065の認定を要する旨を要求事項に追加しました(ST03)(既定値の認証機関に対する要件であるISO17065の認定は、従前の規格で既に要求事項として記載済み)。
 - 4 サンプル数の定義については、現在の規格上、初回審査と定期審査だけでしたが、この他定義している審査「更新審査」「変更審査」「復帰審査」についてサンプル数の定義を追加しました(ST03)。
 - 5 現地審査の範囲については、分別管理の確認など集荷事業者のストックヤードも範囲に含めるよう追加しました(ST03)。

-
- 6 本改訂にご意見のある方は、所定のパブリックコメント意見書にご意見を記していただき、12月12日までに下記担当まで送付ください。

意見提出締め切り 2024年12月12日(木)

意見提出 ARC事務局:担当岩瀬 y.iwase@arcc2021.jp

GHG関連改訂：ST01 PKS認証制度：要求事項（申請組織） 既定値の追加

旧	新
<p data-bbox="208 393 676 429">4.2. GHG 排出量の算定方法</p> <p data-bbox="208 487 956 655">申請組織は、一般社団法人農産資源認証協議会が認めた、以下のワークシート等に基づきGHGを算定しなければならない。算定範囲は、CPOミル以降から発電施設までとする。</p> <p data-bbox="208 706 801 749">1) JIA「LCA ワークシート(PKS)」Rev.1.1</p>	<p data-bbox="994 393 1458 429">4.2. GHG 排出量の算定方法</p> <p data-bbox="994 487 1748 655">申請組織は、一般社団法人農産資源認証協議会が認めた、以下の手法のいずれかに基づきGHGを算定しなければならない。算定範囲は、CPOミル以降から発電施設までとする。</p> <p data-bbox="994 706 1671 793">1) 個別計算値方式: JIA「LCA ワークシート(PKS)」Rev.1.1により算出</p> <p data-bbox="994 793 1748 1157">2) 既定値方式: 既定値(下記、経済産業省により公開される排出原単位値)を元に、「ARC-GHG算定ワークシート(既定値方式)」Ver1.0により算出 (「FIT/FIP 制度におけるバイオマス燃料のライフサイクル GHG 排出量の既定値」 (https://www.enecho.meti.go.jp/category/saving_and_new/saiene/kaitori/fit_nintei.html))</p>

GHG関連改訂：ST03 PKS認証制度：要求事項（第三者審査機関） 認証機関の力量に係る要求

旧	新
<p>1. 資格 1.1 第三者審査機関の資格</p> <p>当該規格の審査を実施する第三者審査機関は、以下の基準を満たさなければならない。</p> <p>1) ISO/IEC17065:2012「適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に関する要求事項」の要求事項を満たし、一般社団法人農産資源認証協議会が定めるIAF(国際認定フォーラム)メンバーの認定機関により認定された認証機関であること。</p> <p>.....(略)</p>	<p>1. 資格 1.1 第三者審査機関の資格</p> <p>当該規格の審査を実施する第三者審査機関は、以下の基準を満たさなければならない。</p> <p>1) ISO/IEC17011:2017「適合性評価 - 適合性評価機関の認定を行う機関に対する要求事項」に適合し、IAF(国際認定フォーラム)国際相互承認協定(MLA)Level3 (ISO/IEC 17065)に署名した認定機関によりISO/IEC17065:2012「適合性評価-製品、プロセス及びサービスの認証を行う機関に関する要求事項」の要求事項を満たすことを認定された第三者審査機関であること。</p> <p>.....(略)</p> <p>3) 個別計算値方式によりGHG算定を行う場合、認定機関によりISO/IEC14065「環境情報を妥当性確認及び検証する機関の一般原則及び要求事項」の要求事項を満たすことを認定された第三者審査機関であること。</p>

サンプリング数関連改訂：ST03 PKS認証制度：要求事項（第三者審査機関）

旧	新																				
<p>3. サンプリング数</p> <p>...(略...)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サンプリング対象</th> <th>サンプリング数 (n)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サイト</td> <td>n (初回審査) 申請された搾油業者の数 n (定期審査) 80% x 申請された搾油業者の数</td> </tr> <tr> <td>トレーサビリティに関する記録</td> <td>初回審査はフォーマット等の確認 n (定期審査) 取引量 x 10%</td> </tr> <tr> <td>供給連鎖に関する記録</td> <td>n (初回審査) =全数 n (定期審査) =全数</td> </tr> <tr> <td>その他の記録</td> <td>n (初回審査) 全記録数 x 50% n (定期審査) 年間全記録数 x 25%</td> </tr> </tbody> </table>	サンプリング対象	サンプリング数 (n)	サイト	n (初回審査) 申請された搾油業者の数 n (定期審査) 80% x 申請された搾油業者の数	トレーサビリティに関する記録	初回審査はフォーマット等の確認 n (定期審査) 取引量 x 10%	供給連鎖に関する記録	n (初回審査) =全数 n (定期審査) =全数	その他の記録	n (初回審査) 全記録数 x 50% n (定期審査) 年間全記録数 x 25%	<p>サンプリング数</p> <p>...(略...)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>サンプリング対象</th> <th>サンプリング数 (n)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>サイト</td> <td>n (初回審査、更新審査、変更審査 (サイト増加の変更がされた箇所及び認証機関が必要と認める箇所)、復帰審査) 申請された搾油業者の数 n (定期審査) 80% x 申請された搾油業者の数</td> </tr> <tr> <td>トレーサビリティに関する記録</td> <td>初回審査、変更審査 (サイト増加の変更がされた箇所及び認証機関が必要と認める箇所)、復帰審査はフォーマット等の確認 n (定期審査、更新審査) 取引量 x 10%</td> </tr> <tr> <td>供給連鎖に関する記録</td> <td>n (初回審査、更新審査、変更審査 (サイト増加の変更がされた箇所及び認証機関が必要と認める箇所)、復帰審査) =全数 n (定期審査) =全数</td> </tr> <tr> <td>その他の記録</td> <td>n (初回審査、更新審査、変更審査 (サイト増加の変更がされた箇所及び認証機関が必要と認める箇所)、復帰審査) 全記録数 x 50% n (定期審査) 年間全記録数 x 25%</td> </tr> </tbody> </table>	サンプリング対象	サンプリング数 (n)	サイト	n (初回審査、更新審査、変更審査 (サイト増加の変更がされた箇所及び認証機関が必要と認める箇所)、復帰審査) 申請された搾油業者の数 n (定期審査) 80% x 申請された搾油業者の数	トレーサビリティに関する記録	初回審査、変更審査 (サイト増加の変更がされた箇所及び認証機関が必要と認める箇所)、復帰審査はフォーマット等の確認 n (定期審査、更新審査) 取引量 x 10%	供給連鎖に関する記録	n (初回審査、更新審査、変更審査 (サイト増加の変更がされた箇所及び認証機関が必要と認める箇所)、復帰審査) =全数 n (定期審査) =全数	その他の記録	n (初回審査、更新審査、変更審査 (サイト増加の変更がされた箇所及び認証機関が必要と認める箇所)、復帰審査) 全記録数 x 50% n (定期審査) 年間全記録数 x 25%
サンプリング対象	サンプリング数 (n)																				
サイト	n (初回審査) 申請された搾油業者の数 n (定期審査) 80% x 申請された搾油業者の数																				
トレーサビリティに関する記録	初回審査はフォーマット等の確認 n (定期審査) 取引量 x 10%																				
供給連鎖に関する記録	n (初回審査) =全数 n (定期審査) =全数																				
その他の記録	n (初回審査) 全記録数 x 50% n (定期審査) 年間全記録数 x 25%																				
サンプリング対象	サンプリング数 (n)																				
サイト	n (初回審査、更新審査、変更審査 (サイト増加の変更がされた箇所及び認証機関が必要と認める箇所)、復帰審査) 申請された搾油業者の数 n (定期審査) 80% x 申請された搾油業者の数																				
トレーサビリティに関する記録	初回審査、変更審査 (サイト増加の変更がされた箇所及び認証機関が必要と認める箇所)、復帰審査はフォーマット等の確認 n (定期審査、更新審査) 取引量 x 10%																				
供給連鎖に関する記録	n (初回審査、更新審査、変更審査 (サイト増加の変更がされた箇所及び認証機関が必要と認める箇所)、復帰審査) =全数 n (定期審査) =全数																				
その他の記録	n (初回審査、更新審査、変更審査 (サイト増加の変更がされた箇所及び認証機関が必要と認める箇所)、復帰審査) 全記録数 x 50% n (定期審査) 年間全記録数 x 25%																				

現地審査関連改訂：ST03 PKS認証制度：要求事項（第三者審査機関）

旧	新
<p data-bbox="208 394 562 433">4.2. 現地審査の範囲</p> <p data-bbox="208 484 966 612">第三者審査機関は搾油工場を含むPKSの加工を有する工程について現地訪問を行い、規格基準への適合性を確認しなければならない。</p>	<p data-bbox="996 394 1350 433">4.2. 現地審査の範囲</p> <p data-bbox="996 484 1748 659">第三者審査機関は搾油工場を含むPKSの加工を有する工程及び確認が必要と認める工程について現地訪問を行い、規格基準への適合性を確認しなければならない。</p>